

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課） 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課） 二

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「こと」の下に、「（八からリまでにあつては、同法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者に係るものを除く）」を加え、力をオとし、ワをノとし、ヲをオとし、同号ル中「ハ及びニ」を「ワ及びカ」に改め、同号中ルをウとし、ヘからヌまでをツからムまでとし、同号ホ中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同号中ホをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 第二十四条の三十八第二項から第四項までの規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理

レ 第二十四条の三十九第一項及び第四項の規定による指定障害児相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査並びに通知

ソ 第二十四条の四十第一項、第三項及び第五項の規定による指定障害児相談支援事業者に対する報告、措置命令及び通知

第五条第七号中ニをカとし、ハをワとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二十一条の五の三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定

ニ 第二十一条の五の十六第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新

ホ 第二十一条の五の十九の規定による指定障害児通所支援事業者からの変更の届出等の受理

ヘ 第二十一条の五の二十第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等相互間の連絡調整及び指定障害児通所支援事業者等に対する助言その他の援助

ト 第二十一条の五の二十一第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

チ 第二十一条の五の二十二第一項及び第三項の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告及び措置命令

リ 第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等

又 第二十一条の五の二十五第二項から第四項まで（第二十四条の十九の二で準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理

ル 第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二で準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

ヲ 第二十一条の五の二十七第一項及び第三項（第二十四条の十九の二で準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者に対する報告及び措置命令

第五条第十三号中、「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、「。ただし、イからホまで及びトからヌまでにあつては、仙台市の区域に所在する事業者に係るものを除く。」を（仙台市の区域に所在する事業者に係るものを除く。）に改め、同号イ中「、児童デイサービス」を削り、同号ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「及び指定相談支援事業者」を削り、同号中ニをハとし、同号ホ中「第四十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び指定相談支援事業者」を削り、同号中ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第四十七条の二第二項（第五十一条の二十六第一項で準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定障害福祉サービス事業者等に対する助言その他の援助

第五号第十三号ト中「及び第五項」を、「第二項及び第四項」に、「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号中チを削り、リをチとし、ヌを削り、同号ヲ中

「児童デイサービス」を削り、「相談支援事業」に改め、同号中ヲをフとルをナとし、チの次に次のように加える。

リ 第五十一条の二第二項から第四項までの規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理

又 第五十一条の三第一項の規定による指定事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

ル 第五十一条の四第一項及び第三項の規定による指定事業者等に対する報告及び措置命令

ヲ 第五十一条の十四第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定

ワ 第五十一条の二十一第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の更新

力 第五十一条の二十五第一項及び第二項の規定による指定一般相談支援事業者からの変更等の届出等の受理

ヨ 第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

夕 第五十一条の二十八第一項及び第四項の規定による指定一般相談支援事業者に対する報告及び措置命令

レ 第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し等

ソ 第五十一条の三十一第二項から第四項までの規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理

ツ 第五十一条の三十二第一項の規定による指定一般相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査

ネ 第五十一条の三十三第一項及び第三項の規定による指定一般相談支援事業者に対する報告及び措置命令

第六条第一項第一号ヲ中、「第三条の二」を、「第三条の三」に改める。

第十条第一項第二十二号ただし書を次のように改める。

ただし、イ、ロ、ト（同法第六十一条第三項（同法第百条第二項において準用する場合を含む。）

において同法第八十条第二項後段の規定を準用する場合に限る。）及びリからルまでにあつては所管区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除き、ハからヘまでト（同法第六十一条第三項（同法第百条第二項において準用する場合を含む。）において同法第八

十条第二項後段の規定を準用する場合を除く。）及びチにあつては市町村の区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除く。

第十条第一項第二十二号中又をルとし、ロからリまでをハから又までとし、イの次に次のように加

える。

ロ 第六十一条第四項（第百条第二項において準用する場合を含む。）の規定による軽微な事項に係る定款変更の届出の受理

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中、「港湾事務所の支所長はその所長の権限に属する事務又は専決事項のうち別表第十に掲げる事務を」を削り、「別表第十一」を、「別表第十」に改める。

別表第一各部長の専決事項の項中第三十二号を第三十三号とし、第十二号から第三十一号までを一

号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則、同法附則において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定に基づく特定保険業の認可等

別表第一各課長の専決事項の項第三十三号中、「各部長の専決事項の項第二十四号」を、「各部長の専決事項の項第二十七号」に改め、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中

「（ロ、ハ及びホに掲げるものについては、保健福祉事務所長の専決に係るものを除く。）」を削り、ケをコとし、クからマまでをマからフまでとし、オをクとし、クの次に次のように加える。

ヤ 指定都道府県事務受託法人の指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（政令第十条の十）

別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中ノをオとし、ヘからマまでをトからノまでとし、同号ホ中、並びにその更新及び取消し並びにその「を」の取消し及び指定の「に改め」、「第五十三条、第七十条の二」及び、「第百十五条の十一」を削り、同号中ホをへとし、同号

二中、その全部」を「指定の全部」に改め、同号中二をホとし、同号八中「並びにその更新及び取消し並びにその」を「の取消し及び指定の」に改め、「第四十六条、第七十九条の二」を削り、同号中八を二とし、同号口中「並びにその更新及び取消し並びにその」を「の取消し及び指定の」に改め、「第四十一条、第七十条の二」を削り、同号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 指定都道府県事務受託法人の指定（第二十四条の三）
別表第一保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施行に関する次のこと（介護保険法の適用を受ける施設及び事業所に係るものに限る。）

イ 登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し及び業務の停止命令（第四十八条の七）

ロ 認定特定行為業務従事者に対する業務の停止命令及び認定証の返納命令（附則第四条）

ハ 登録研修機関に対する適合命令（附則第十四条）

ニ 登録研修機関に対する改善命令（附則第十五条）

ホ 登録研修機関の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令（附則第十六条）

ヘ 登録特定行為事業者の登録の取消し及び業務の停止命令（附則第二十号）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中チを削り、トをチとし、ロからへまでを八からトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 指定都道府県事務受託法人への事務の委託に係る公示（第二十四条の三）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中ルを削り、ヲをルとし、ウを削り、カをヲとし、ヨをワとし、タをカとし、シを削り、ソをヨとし、ツをタとし、ネを削り、ナをレとし、ラを削り、ムをソとし、ウからフまでをツからオまでとし、オの次に次のように加える。

ク 指定都道府県事務受託法人からの報告の徴収及び指定等の公示（政令第十一条の九、第十一条の十一）

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項第二号中コをヤとし、エからアまでをマからフまでとし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する次のこと（介護保険法の適用を受ける施設及び事業所に係るものに限る。）

イ 登録喀痰吸引等事業者の登録（第四十八条の三）

ロ 登録喀痰吸引等事業者に対する報告の徴収、立入検査及び質問（第四十八条の九）

ハ 認定特定行為業務従事者の認定（附則第四条及び介護サービスの基盤強化のための介護保険

法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条）

二 登録研修機関の登録及びその更新（附則第四条、附則第九条）

ホ 登録研修機関に対する報告の徴収、立入検査及び質問（附則第十八条）

ヘ 登録特定行為事業者の登録（附則第二十条）

ト 登録特定行為事業者に対する報告の徴収、立入検査及び質問（附則第二十条）

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の施行に関する次のこと。

イ 母子福祉団体に準ずる者の認定（以下この号において「認定」という。）に必要な基準の設定及び公表（第十二条の二の三）

ロ 認定に必要な基準の設定に係る意見の聴取（第十二条の二の三）

ハ 認定に係る意見の聴取（第十二条の二の三）

別表第一子育て支援課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十一 地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による母子福祉団体に準ずる者の認定

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に係るものに限る。」を削り、同号中ホをリとし、同号二中「児童福祉施設」の下に「障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。リにおいて同じ。」を加え、同号中二をチとし、同号八中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同号中八をへとし、への次に次のように加える。

ト 指定障害児相談支援事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第二十四条の四十）

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第二号口中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「第二十四条の十六」の下に、「第二十四条の十九の二」を加え、同号中口をホとし、同号イ中「指定知的障害児施設等の指定」を「指定障害児入所施設の指定及びその更新」に改め、「第二十四条の二」の下に、「第二十四条の十」を加え、同号中イを二とし、同号にイから八までとして次のように加える。

イ 指定障害児通所支援事業者の指定及びその更新（第二十一条の五の三、第二十一条の五の十、二十一）

ロ 指定障害児通所支援事業者に対する勧告、公表及び措置命令（第二十一条の五の二十二、第二十一条の五の二十七）

ハ 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（第二十一条の五の二十三）

別表第一保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第六号中八を削り、同号二中、「指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を、「及び指定障害者支援施設等の設置者」に改め、「第四十九条」の下に、「第五十一条の四、第五十一条の三十三」を加え、同号中二を八とし、同号水中、「指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を、「及び指定障害者支援施設」に改め、同号中水を二とし、へからちまでを水からちまでとし、同号リ中、「相談支援事業」を、「一般相談支援事業」に改め、同号中りをちとし、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する次のこと（障害者自立支援法又は児童福祉法の適用を受ける施設及び事業所並びに特別支援学校に係るものに限る。）。

イ 登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し及び業務の停止命令（第四十八条の七）

ロ 認定特定行為業務従事者に対する業務の停止命令及び認定証の返納命令（附則第四条）

ハ 登録研修機関に対する適合命令（附則第十四条）

ニ 登録研修機関に対する改善命令（附則第十五条）

ホ 登録研修機関の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令（附則第十六条）

ヘ 登録特定行為事業者の登録の取消し及び業務の停止命令（附則第二十条）

ハ 地方自治法施行規則の施行に関する次のこと。

イ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業

所に準ずる者の認定（以下この号において「認定」という。）に必要な基準の設定及び公表（第

十二条の二三）

ロ 認定に必要な基準の設定に係る意見の聴取（第十二条の二三）

ハ 認定に係る意見の聴取（第十二条の二三）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号水中、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を、「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同号中水をちとし、同号二中、「障害児施設医療費」を、「障害児入所医療費」に改め、同号中二をへとし、への次に次のように加える。

ト 指定障害児相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査並びに厚生労働大臣に対する権限の行使の要求（第二十四条の三十九）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号中八を二とし、二の次に次のように加える。

ホ 指定障害児入所施設等の設置者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査並びに厚生労働大臣に対する権限の行使の要求（第二十四条の十九の二）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第二号口中、「高額障害児施設給付費」を、「高額障害児入所給付費」に改め、同号中口を八とし、同号イ中、「障害児施設給付費」を、「障害児入所給付費」に改め、

同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 指定障害児事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査並びに厚生労働大臣に対する権限の行使の要求（第二十一条の五の二十六）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第六号八中、「相談支援事業」を、「一般相談支援事業」に改め、同号中八を二とし、ロを八とし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 指定障害福祉サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定障害福祉サービス事業者等に対する助言その他の援助（第四十七条の二、第五十一条の二十六）

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中、「知的障害児施設条例」を、「福祉型障害児入所施設条例」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する次のこと（障害者自立支援法又は児童福祉法の適用を受ける施設及び事業所並びに特別支援学校に係るものに限る。）

イ 登録喀痰吸引等事業者の登録（第四十八条の三）

ロ 登録喀痰吸引等事業者に対する報告の徴収、立入検査及び質問（第四十八条の九）

ハ 認定特定行為業務従事者の認定（附則第四条及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十四条）

ニ 登録研修機関の登録及びその更新（附則第四条、附則第九条）

ホ 登録研修機関に対する報告の徴収、立入検査及び質問（附則第十八条）

ヘ 登録特定行為事業者の登録（附則第二十条）

ト 登録特定行為事業者に対する報告の徴収、立入検査及び質問（附則第二十条）

ハ 地方自治法施行令第六十七条の二第一項第三号の規定による障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所に準ずる者の認定

別表第一経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項第三号中（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の三の二を、「第十二条の三第四項」に改め、同表新産業振興課長の専決事項の項第五号口中、「第十二条の三の二」を、「第十二条の三」に改め、同表経済商工観光部長の雇用対策課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

六 地方自治法施行規則の施行に関する次のこと。

イ シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに準ずる者の認定（以下この号において「認定」という。）に必要な基準の設定及び公表（第十二条の二三）

ロ 認定に必要な基準の設定に係る意見の聴取（第十二条の二三）

八 認定に係る意見の聴取(第十二条の二の三)

別表第一雇用対策課長の専決事項の項に次の一号を加える。

五 地方自治法施行令第六十七号の二第一項第三号の規定によるシルバー人材センター連合及びシルバー人材センターに準ずる者の認定

別表第一農林水産部長の畜産課に係る専決事項の項第八号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 飼養に係る衛生管理の方法の改善のための勧告及び命令(第十二条の六)

別表第一畜産課長の専決事項の項第八号中又をルとし、ホからリまでをへから又までとし、二の次に次のように加える。

ホ 飼養に係る衛生管理についての指導及び助言(第十二条の五)

別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十七条の規定による復興

一体事業についての事業計画及びその変更の認定並びにその通知

別表第一土木部長の下水道課に係る専決事項の項第一号イ中、「認可並びに国土交通大臣への認可申請」を、「についての協議」に改め、同号ロ中、「事業計画の認可申請」を、「流域下水道の設置に係る事業計画及びその変更についての協議及び届出」に改め、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号中チをとりし、ホからトまでをへからチまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 指定構造計算適合性判定機関の指定及びその更新(第十八条の二、第七十七条の三十五の

六)

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号に次のように加える。

又 構造計算適合性判定員の解任命令(第七十七条の三十五の七)

ル 指定構造計算適合性判定機関に対する監督上必要な命令(第七十七条の三十五の十一)

ヨ 指定構造計算適合性判定機関の業務の休廃止の許可及びその公示(第七十七条の三十五の十三)

ワ 指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し及び構造計算適合性判定の業務の停止の命令並びにこれらの公示(第七十七条の三十五の十四)

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の施行に関する次のこと。

イ 指示に従わない旨の公表(第七条)

ロ 認定建築物の耐震改修に関する改善措置の命令(第十一条)

ハ 計画の認定の取消し(第十二条)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号中サをユとし、マからアまでをフからキまでとし、ヤをマとし、マの次に次のように加える。

ケ 構造計算適合性判定業務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令(第七十七条の三十五の九)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号中クをヤとし、ロからオまでをハからクまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 構造計算適合性判定結果の通知(第六条、第六条の二、第十八条)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 特定建築物の地震に対する安全性に係る事項についての指示、報告の徴収及び立入検査(第七条)

ロ 計画の認定(第八条)

ハ 計画の変更の認定(第九条)

ニ 認定建築物の耐震改修の状況についての報告の徴収(第十条)

別表第一土木部長の建築安全推進室に係る専決事項の項及び建築安全推進室長の専決事項の項を削り、同表住宅課長の専決事項の項第一号イ中、「技術的援助」の下に、「復興住宅整備室長の専決に係るものを除く。」を加え、同号ロ中、「整備、共同施設の建設及びこれらの管理等」を、「整備等に係る。」に、「(第四十八条)」を、「(第四十九条)」に改め、同表土木部長の住宅課に係る専決事項の項及び住宅課長の専決事項の項に次のように加える。

復興住宅整備室	復興住宅整備室長
	一 公営住宅法第四条の規定による市町村公営住宅に関する技術的援助(災害公営住宅の建設等に係るものに限る。)
	二 災害公営住宅の設計(市町村から委託を受けたものを含む。)

別表第一保健福祉事務所長の専決事項の項第二号ハ中、「更新」を、「その更新」に、「(第一百五十五条の十)」を、「(第一百五十五条の十一)」に改め、同号に次のように加える。

二 特定施設入居者生活介護の事業を行う者の指定の変更(第七十条の三)

別表第一児童相談所長の専決事項の項イ及びロ中、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二出納局長の専決事項の項第一号中、「同項第三十号」を「同項第三十一号」に改める。

別表第四総務部長の専決事項の項第八号中、「水産漁港部及び」を削り、同表林業振興部長の専決事項の項第三号ただし書を次のように改める。

ただし、ロ及びチから又までにあつては所管区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除き、イ及びハからトまでにあつては市町村の区域を超える区域をその地区とする森林組合及び生産森林組合に係るものを除く。

別表第四林業振興部長の専決事項の項第三号中へをトとし、ロからホまでをハからへまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 軽微な事項に係る定款変更の届出の受理（第六十一条、第百条）

別表第四林業振興部長の専決事項の項第三号に次のように加える。

チ 登記完了の届出の受理（森林組合法施行細則（昭和五十四年宮城県規則第三十九号。以下この号において「規則」という。）（第三条）

リ 総会招集等の届出の受理（規則第四条）

又 役員等の異動の届出の受理（規則第五条）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第二十一号中、「及び気仙沼地方振興事務所」を「の水産漁港部長」に改める。

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号二中、「更新」を「その更新」に、「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同項第三号中へをソとし、ホをシとし、ニをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 指定障害児相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第二十四条の三十九）

タ 指定障害児相談支援事業者に対する勧告、措置命令及び通知（第二十四条の四十）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第三号中ハをワとし、ロをヲとし、イの次に次のように加える。

ロ 指定障害児通所支援事業者の指定（第二十一条の五の三）

ハ 指定障害児通所支援事業者の指定の更新（第二十一条の五の十六）

ニ 指定障害児通所支援事業者からの変更の届出等の受理（第二十一条の五の十九）

ホ 指定障害児通所支援事業者等相互間の連絡調整及び指定障害児通所支援事業者等に対する助

言その他の援助（第二十一条の五の二十）

へ 指定障害児通所支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第二十一条の五の二十一）

ト 指定障害児通所支援事業者等に対する勧告及び措置命令（第二十一条の五の二十二）

チ 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等（第二十一条の五の二十三）

リ 業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理（第二十一条の五の二十五、第二十四条の十九の二、第二十四条の三十八）

又 指定障害児通所支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第二十一条の五の二十六、第二十四条の十九の二）

ル 指定障害児通所支援事業者に対する勧告及び措置命令（第二十一条の五の二十七、第二十四条の十九の二）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号イ中、「児童デイサービス」を削り、同号ロを削り、ハをロとし、同号ニ中、「及び指定相談支援事業者」を削り、同号中ニをハとし、同号ホ中、「及び指定相談支援事業者」を削り、同号中ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 指定障害福祉サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定障害福祉サービス事業者等に対する助言その他の援助（第四十七条の二、第五十一条の二十六）

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第四号ト及びチ中、「及び指定相談支援事業者」を削り、同号又中、「児童デイサービス」を削り、「相談支援事業」を「一般相談支援事業」に改め、同号中又をヲとし、リをナとし、チの次に次のように加える。

リ 業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理（第五十一条の二）

又 指定事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第五十一条の三）

ル 指定事業者等に対する勧告及び措置命令（第五十一条の四）

ヲ 指定一般相談支援事業者の指定（第五十一条の十四）

ワ 指定一般相談支援事業者の指定の更新（第五十一条の二十一）

カ 指定一般相談支援事業者からの変更の届出等の受理（第五十一条の二十五）

ヨ 指定一般相談支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第五十一条の二十七）

タ 指定一般相談支援事業者に対する勧告及び措置命令（第五十一条の二十八）

レ 指定一般相談支援事業者の指定の取消し等（第五十一条の二十九）

ソ 業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理（第五十一条の三十一）

ツ 指定一般相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに立入検査（第五十一条の三十二）

ネ 指定一般相談支援事業者に対する勧告及び措置命令（第五十一条の三十三）

別表第四保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号に次のように加える。

二 特定施設入居者生活介護の事業を行う者の指定の変更（第七十条の三）

別表第四保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長の専決事項の項第二号に次のように加える。

二 特定施設入居者生活介護の事業を行う者の指定の変更（第七十条の三）

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号口及び八中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

別表第十を削り、別表第十一を別表第十とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一各部長の専決事項の項第十二号、同表各課長の専決事項の項第三十三号、同表保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第七号、同表子育て支援課長の専決事項の項第十一号、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第八号、同表障害福祉課長の専決事項の項第八号、同表経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項第三号、同表新産業振興課長の専決事項の項第五号、同表経済商工観光部長の雇用対策課に係る専決事項の項第六号、同表雇用対策課長の専決事項の項第五号、同表住宅課長の専決事項の項第一号口及び同表保健福祉事務所の専決事項の項第二号八、別表第二出納局長の専決事項の項第一号並びに別表第六保健福祉事務所の地域事務所の専決事項の項第一号二の改正規定は、平成二十四年三月三十日から施行する。